

産前産後期間相当分(4か月分)の 国民健康保険料を免除されます！

対象となる方・受付期間

- 国民健康保険に加入している方で、令和5年11月1日以降に出産する（された）方
※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

免除対象期間

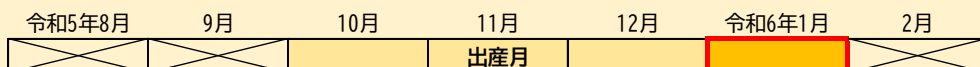
- 出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間）の保険料が免除されます。

免除対象期間の例



※届出が出産後の場合「出産日」

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち**令和6年1月以降の期間のみ**保険料が免除されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険料が免除されます。令和6年1月より前の期間は対象となりません。

←対象期間

保険料の免除方法

- その年度に納める保険料のうち、出産された方に係る所得割額及び均等割額を対象となる期間の相当分が減額されます。

※出産された方が国民健康保険加入者でない場合は対象となりません。

※産前産後期間相当分の所得割保険料と均等割保険料が年額から減額されます。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3か月前から6か月相当分が減額されます。

- 保険料が減額された場合、納めすぎになった保険料は還付されます。

保険料の免除方法

(例: 両親と新生児1人世帯の場合)



届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る国民健康保険料免除届出書（ホームページからダウンロードできます）
- ② 本人確認書類（マイナンバーカードまたは運転免許証）
- ③ 母子健康手帳など出産したことを明らかにする書類
- ④ 出生証明書など出産日及び親子関係の分かる書類（出産後に申請する場合で被保険者と子が別世帯の場合）

届出先

岩見沢市役所医療年金課保険料収納係（6番窓口） ☎ 0126-35-4202（直通）
又は、北村・栗沢両支所、幌向・朝日・美流渡・有明交流プラザの各サービスセンター